

様式第 1 号（第 6 条第 1 項関係）

令和 年 月 日

宇検村長 殿

申請者 住所  
氏名 印

令和 年度奄美群島加工品販路拡大支援実証事業補助金交付申請書

令和 年度奄美群島加工品販路拡大支援実証事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、宇検村補助金等交付規則第 7 条及び奄美群島加工品販路拡大支援実証事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 申請者の履歴事項証明書
- (2) 県税納税証明書（法人事業税又は個人事業税）
- (3) 国税納税証明書（法人税又は申告所得税）
- (4) 別紙 1 - 1 申請者概要
- (5) 別紙 1 - 2 企画書
- (6) 別紙 1 - 3 工程表
- (7) 別紙 1 - 4 収支計算書（申請）
- (8) 別紙 1 - 5 誓約書

## 申請者概要

申請者名				
代表の役職及び氏名				
本店の所在地・主たる住所				
申請担当者 役職及び氏名				
電話番号・FAX番号	電話			FAX
メールアドレス				
ウェブサイト				
事業概要				
主な取扱商品，生産品目				
資本金（千円）	千円	設立年月 日	西暦	年 月
従業員数	正社員	名	非正規職員	名
直近決算期の売上高 （ 年 月期）	全体	千円		
	県内	千円	県外	千円
	海外	千円	通販 (EC 等)	千円
補助金・委託事業名	(他の公的機関から補助金等を受けている場合)			
奄美群島外 に有してい る販路	群島外卸売業者			
	群島外小売店			
	群島外業務筋			
群島外での定番化商品（販売店舗名）				
群島外展開のビジョンと実現に向けた具体的方策				

## 企 画 書

申請者名		
販路拡大を図る商品	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
販路拡大を行う理由		
具体的な活動内容		
前回からの改善点	※過去に同補助金を受けている場合	
目標及び期待される効果		

- ※ その他、任意で作成した企画書がある場合は添付すること。
- ※ 1 申請者につき、1 枚作成すること。
- ※ 「販路拡大を行う理由」には、商品の強みも記載すること。
- ※ 「具体的な活動内容」には、販路拡大を狙う具体の「機会」も記載すること。
- ※ 「目標及び期待される効果」については、出来るだけ数値目標、計画値（ゴール）を記載すること。

工 程 表

日 付	内 容

別紙 1 - 4

収 支 計 算 書 (申請)

1 収入の部

負担区分	所要額
1 補助交付申請額	円
2 補助事業者負担分	円
3 その他 ( )	円
合計 ※補助対象経費の税込合計額	円

2 支出の部

補助対象経費	補助対象経費×8/10 ※小数点以下切捨て	補助対象経費 ( )は税込金額
●●●●●費	円	税込 ( 円) 円
	円	税込 ( 円) 円
	円	税込 ( 円) 円
	円	税込 ( 円) 円
合 計	円	税込 ( 円) 円
交付申請額	円	

- 1 1 収入の部の負担区分の欄の「3 その他」の( )内には、収入経費の名称を記載すること。  
(例：参加企業負担金)
- 2 実際に負担すると見込まれる額(消費税等仕入控除税額を減額)を記載し、( )内は消費税込みの金額を記載すること。
- 3 事業に要する経費を確認できる書類(見積書等)の写しを添付すること。
- 4 補助金申請額を算出する場合には、補助対象経費ごとの合算額に補助率を乗じるものとし、当該額に1円未満の端数が生じた場合は切捨てとする(補助対象経費ごとに計算)。

## 誓 約 書

宇検村長 殿

申請者 住所  
氏名 印

私は、奄美群島加工品販路拡大支援実証事業を申請するに当たり、以下のとおり誓約します。

- 1 私は、宇検村暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しません。
- 2 補助事業の申請、実績報告はそれぞれ補助金交付要綱に定められた期限を遵守します。
- 3 本申請に係る補助対象経費については、当該補助事業以外の経費は計上しておらず、また、他の補助金と重複するものではありません。
- 4 本申請に係る補助対象経費の支出は、口座振込を基本とし、相殺はしません。
- 5 本補助金の成果に関する事後調査に協力します。

(参考)

宇検村暴力団排除条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 村民等 村民及び事業者をいう。
- (4) 関係機関等 公益財団法人鹿児島県暴力追放運動推進センター（平成4年3月17日に財団法人鹿児島県暴力追放県民会議という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）その他の関係機関及び関係団体をいう。